

## 各種子育て支援を紹介

### 各種医療費

#### 【子ども医療費助成】

町内に住所のある、または保護者の住所が町内にあり通学などの理由により町外に住所がある子どもの医療費の自己負担金を助成します。

対象は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもです。

県内の医療機関を受診した場合は、受給資格者証を提示して一部負担金を支払えば、後日指定口座に自動で振り込まれます。

医療機関で受給資格者証を提示しなかつた、または県外の医療機関を受診した場合は、領収書を添えて助成金申請書を提出してください。

### 各種児童手当

#### 【児童扶養手当】

なお、健康保険に該当しない差額ベッド代や薬の容器代、予防接種代などは対象となりません。学校内での傷病・疾病などで、日本スポーツ振興センター法が適用される場合も対象外となりますので、医療機関受診時に受給資格者証は提示しないでください。

対象は次の要件のいずれかに該当する18歳に到達して最初の3月31日までの児童（中度以上の障がいがある場合は20歳未満）を監護している父母、または父母に代わって養育しているかたです。

※所得に応じて一部支給または支給停止になることがあります。

#### 【特別児童扶養手当】

政令で定める程度以上の知的または身体障害などがある20歳未満の児童を監護しているかたに支給されます。

ただし、所得制限があり、児童が福祉施設などに入所している、または障害を理由とした公的年金を受給している場合は支給されません。

○その他届け出  
住所や氏名、支払い金融機関などの変更があったときは、必ず届け出てください。

### 各種届出

#### ○現況届、所得状況届

毎年8月に提出が必要です。

書類が届いたら必要書類を添えて速やかに提出してください。

区分	全部支給
児童1人のとき	月額43,070円
児童2人のとき	月額53,240円
児童3人以上のとき	1人につき6,100円追加

#### ○手当額

○支給日  
原則奇数月の11日に前月分までを支給

○支給日  
原則4月、8月、11月に前月分までを支給

○支給額(月額1人当たり)  
1級 52400円  
2級 34900円

問い合わせ先  
役場福祉事務所  
子育て支援係  
(86)1146[直通]

